

I 登記統計の概要

1 登記事件の推移

平成18年において、全国の法務局及び地方法務局で取り扱った登記事件（申請又は嘱託に基づいて登記簿等に記録した事件及び筆界特定に係る事件をいう。）の総件数は18,658,359件であり、総個数（土地については筆数、建物については家屋番号単位の建物数、動産又は債権譲渡については動産又は債権の個数等をいう。）では101,377,637個となっている。

平成13年以降における登記事件の推移は、第1表のとおりである。

これを件数について見ると、ここ数年隔年ごとに増減を繰り返しており、平成18年は不動産の表示に関する登記の減少等により、対前年比で5.1%の減少となっている。一方、個数については、平成10年以降債権譲渡登記の影響により増加傾向にあったが、平成17年からは減少に転じ、平成18年は、不動産の表示に関する登記の大幅な減少等により全体で19.6%の減少となった。

第1表 登記事件の推移

年次	件数	個数	対前年比 (%)	
			件数	個数
平成13年	22,174,868	103,846,334	-	-
14	19,226,440	110,729,154	- 13.3	6.6
15	20,402,695	119,658,817	6.1	8.1
16	18,863,584	130,471,722	- 7.5	9.0
17	19,669,998	126,159,982	4.3	- 3.3
18	18,658,359	101,377,637	- 5.1	- 19.6

2 登記事件の種類別構成比の推移

平成13年以降における登記事件の種類別構成比の推移は、第2表のとおりである。

これを件数について見ると、平成18年も例年と同様、不動産に関する登記がほぼ9割を占めている。また、個数については、債権譲渡登記が54.2%と依然として高い割合を占める一方で、不動産の権利に関する登記が25.5%と平成13年に次ぐ高い割合を占めている。

第2表 登記事件の種類別構成比の推移

種	類	平成13年	14	15	16	17	18
総	数	件数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産の表示に 関する登記	件数	40.1	32.7	36.1	33.5	37.6	33.9
		不動産の権利に 関する登記	個数	15.8	9.5	10.2	11.4
商業・法人登記	件数			51.0	57.2	53.5	55.6
		動産譲渡登記	個数	26.9	24.9	23.0	20.4
債権譲渡登記	件数			8.6	9.7	10.0	10.4
		成年後見登記	個数
その他の登記	件数		
		その他の登記	個数	0.1	0.2	0.2	0.2
その他の登記	件数			57.3	65.6	66.8	68.2
		その他の登記	個数	0.1	0.1	0.1	0.2
その他の登記	件数			0.1	0.1	0.1	0.1
		その他の登記	個数	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 1 「動産譲渡登記」は、平成17年10月3日動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の施行に伴い創設されたものであるが、件数、個数ともに単位未満であるため0.0%となっている。

2 「その他の登記」は、立木、船舶、財団、農業用動産抵当、建設機械、企業担保権及び夫婦財産契約の各登記、鉦害賠償の登録並びに筆界特定制度における受理件数である。

3 土地の表示に関する登記

平成18年における土地の表示に関する登記の種類別の事件件数等は、第3表のとおりである。

総件数は4,713,352件、総個数は17,686,325個で、前年と比較すると件数では16.6%、個数では35.4%とそれぞれ大幅に減少している。これは、平成17年における増加要因となった市町村合併に伴う地図訂正及び所在変更の登記が、平成18年は大幅に減少したためである。

これを登記の種類別に前年と比較すると、上記のとおり、地図訂正が件数で56.7%、個数で57.7%の減少、所在変更の登記を含むその他が個数で41.1%の減少となっている。一方、地積の変更・更正の登記は、件数で28.6%、個数で20.2%の増加となっている。

次に、種類別構成比について見ると、分筆の登記が件数で11.4%、個数で9.6%、地図訂正が件数で16.1%、個数で4.9%などとなっている。

第3表 土地の表示に関する登記

種 類	件 数	個 数	対 前 年 比 (%)		構 成 比	
			件 数	個 数	件 数	個 数
総 数	4,713,352	17,686,325	- 16.6	- 35.4	100.0	100.0
土 地 の 表 題	32,339	63,283	- 7.7	- 6.6	0.7	0.4
分 筆	535,310	1,706,054	- 9.8	- 8.0	11.4	9.6
合 筆	79,976	660,017	- 1.2	0.3	1.7	3.7
地目の変更・更正	400,851	1,016,965	- 7.3	- 2.8	8.5	5.8
地積の変更・更正	278,798	790,614	28.6	20.2	5.9	4.5
滅 失	2,424	11,815	- 28.0	7.4	0.1	0.1
土 地 改 良 区 画 整 理	6,032	554,793	4.2	- 15.5	0.1	3.1
地 図 訂 正	759,138	872,577	- 56.7	- 57.7	16.1	4.9
そ の 他	2,618,484	12,010,207	3.4	- 41.1	55.5	67.9

(注) 「その他」は、土地の所在の変更又は更正の登記、河川区域内の土地の登記等である。

4 建物の表示に関する登記

平成18年における建物の表示に関する登記の種類別の事件件数等は、第4表のとおりである。

総件数は1,610,150件、総個数は2,853,783個で、前年と比較すると、件数では7.3%、個数では23.0%とそれぞれ減少している。これは、土地の表示に関する登記同様平成17年の増加要因となった市町村合併に伴う所在変更の登記が大幅に減少したためである。

これを登記の種類別に前年と比較すると、上記のとおり、所在変更の登記を含むその他が件数で30.9%、個数で36.9%の減少をしているほか、合併の登記が件数で22.2%、個数で14.2%の減少となっている。一方、建物所在図訂正は件数で87.4%、個数で85.1%といずれも大幅な増加となっているほか、敷地権の表示の登記の抹消の登記は件数で15.2%、個数で36.7%、敷地権の表示の登記の変更・更正の登記は件数で10.2%、個数で28.0%とそれぞれ増加している。

次に、種類別構成比について見ると、件数では、建物の表示、区分建物の表示及び敷地権の表示の登記の3つで全体の59.3%を占め、個数でも全体の36.0%となっている。

第4表 建物の表示に関する登記

種 類	件 数	個 数	対 前 年 比 (%)		構 成 比	
			件 数	個 数	件 数	個 数
総 数	1,610,150	2,853,783	- 7.3	- 23.0	100.0	100.0
建 物 の 表 題	606,538	610,620	2.3	2.4	37.7	21.4
区 分 建 物 の 表 題	200,422	200,422	- 1.6	- 1.6	12.4	7.0
敷 地 権 の 表 示	148,794	217,181	- 8.3	- 13.8	9.2	7.6
敷 地 権 の 表 示 の 登 記 の 抹 消	1,415	2,530	15.2	36.7	0.1	0.1
敷 地 権 の 表 示 の 登 記 の 変 更 ・ 更 正	2,033	3,884	10.2	28.0	0.1	0.1
附 属 建 物 の 新 築 , 床 面 積 の 変 更 ・ 更 正	88,517	89,942	- 8.0	- 8.2	5.5	3.2
分 割 ・ 区 分	1,549	4,458	- 5.9	- 14.4	0.1	0.2
合 併	497	2,098	- 22.2	- 14.2	0.0	0.1
滅 失	286,048	305,589	1.8	1.7	17.8	10.7
建 物 所 在 図 訂 正	1,149	1,192	87.4	85.1	0.1	0.0
そ の 他	273,188	1,415,867	- 30.9	- 36.9	17.0	49.6

(注) 「その他」は、建物の所在、種類、構造の変更又は更正、共用部分である旨の登記等である。

5 土地の権利に関する登記

平成18年における土地の権利に関する登記の種類別の事件件数等は、第5表のとおりである。

総件数は7,541,864件、総個数は19,025,617個で、件数では1.5%、個数では1.1%と件数、個数ともに前年と比べわずかに減少している。

これを登記の種類別に前年と比較すると、仮登記が件数で25.6%、個数で18.5%とそれぞれ大幅に減少しているほか、所有権の保存、賃借権の設定などが件数、個数ともに減少する一方、相続又は法人の合併による所有権の移転の登記などは件数、個数ともに増加している。

次に、種類別構成比について見ると、所有権移転に関する登記が件数で全体の37.5%、個数で全体の40.1%を占め、次いで登記の抹消の登記が件数で23.3%、個数で21.3%、抵当権の設定及び根抵当権の設定の登記が件数で15.2%、個数で13.5%などとなっている。

第5表 土地の権利に関する登記

種類	件数	個数	対前年比(%)		構成比	
			件数	個数	件数	個数
総数	7,541,864	19,025,617	- 1.5	- 1.1	100.0	100.0
所有権の保存	64,757	221,053	- 10.9	- 6.7	0.9	1.2
相続又は法人の合併による所有権の移転	805,087	3,424,130	6.1	10.2	10.7	18.0
売買による所有権の移転	1,546,583	2,863,030	- 2.1	- 1.2	20.5	15.0
その他の原因による所有権の移転	476,834	1,346,515	- 5.4	- 7.5	6.3	7.1
賃借権の設定	3,693	7,070	- 12.5	- 7.2	0.1	0.0
抵当権の設定	916,128	1,943,803	3.1	1.1	12.1	10.2
根抵当権の設定	233,535	628,607	- 8.2	- 6.2	3.1	3.3
処分の制限	141,062	342,214	3.2	2.8	1.9	1.8
仮登記	90,257	240,926	- 25.6	- 18.5	1.2	1.3
登記名義人の氏名の変更・更正	824,459	1,921,816	0.8	1.4	10.9	10.1
登記の抹消	1,761,749	4,049,911	- 2.8	- 4.2	23.3	21.3
その他	677,720	2,036,442	- 3.5	- 6.7	9.0	10.7

(注) 1 「その他の原因による所有権の移転」には、遺贈、贈与その他無償名義による所有権の移転を含む。

2 「その他」は、地上権の設定、永小作権の設定、権利の変更・更正等の登記である。

6 建物の権利に関する登記

平成18年における建物の権利に関する登記の種類別の事件件数等は、第6表のとおりである。

総件数は2,525,662件、総個数は6,817,535個で、件数では0.1%、個数では2.8%と件数、個数ともに前年と比べわずかに減少している。

これを登記の種類別に前年と比較すると、土地の権利に関する登記と同様仮登記が件数で21.6%、個数で23.4%とそれぞれ大幅に減少しているほか、賃借権の設定の登記などが件数、個数ともに減少する一方、売買による所有権の移転の登記、処分の制限の登記などは件数、個数ともに増加している。

次に、種類別構成比について見ると、件数では、所有権の保存の登記が31.3%、登記の抹消の登記が17.4%、抵当権の設定の登記が16.0%などとなっており、個数では、登記の抹消の登記が28.4%、抵当権の設定の登記が18.2%、所有権の保存の登記が12.0%などとなっている。

第6表 建物の権利に関する登記

種類	件数	個数	対前年比(%)		構成比	
			件数	個数	件数	個数
総数	2,525,662	6,817,535	-0.1	-2.8	100.0	100.0
所有権の保存	791,231	819,804	1.5	0.5	31.3	12.0
相続又は法人の合併による所有権の移転	133,230	441,275	3.2	7.5	5.3	6.5
売買による所有権の移転	282,898	552,192	8.2	4.6	11.2	8.1
その他の原因による所有権の移転	64,919	166,081	-3.2	28.0	2.6	2.4
賃借権の設定	298	377	-9.4	-11.7	0.0	0.0
抵当権の設定	404,485	1,241,502	-0.6	0.9	16.0	18.2
根抵当権の設定	54,404	269,319	-4.9	-6.8	2.2	3.9
処分の制限	49,061	180,462	11.2	5.7	2.0	2.7
仮登記	30,334	51,512	-21.6	-23.4	1.2	0.8
登記名義人の氏名等の変更・更正	182,585	529,623	5.3	3.6	7.2	7.8
登記の抹消	440,257	1,939,412	-4.0	-3.6	17.4	28.4
その他	91,960	625,976	-17.7	-26.1	3.6	9.2

(注) 1 「その他の原因による所有権の移転」には、遺贈、贈与その他無償名義による所有権の移転を含む。

2 「その他」は、先取特権の保存、質権の設定、権利の変更・更正等の登記である。

7 会社に関する登記

平成18年における会社に関する登記（支店所在地における登記を含む。）の種類別の事件件数等は、第7表のとおりである。

総件数は1,841,937件で、前年と比較すると8.0%の増加となっている。

これを登記の種類別に前年と比較すると、解散の登記が40.9%、設立の登記が29.3%と大幅に増加する一方、支店の設置の登記は16.7%の減少となっている。設立及び解散の登記が大幅に増加した主な要因は、平成18年5月1日の会社法の施行に伴い有限会社から株式会社への商号変更による設立及び解散の登記が増加したことによる。

次に、種類別構成比について見ると、登記事項の変更・消滅・廃止の登記が全体の65.4%を占め、本店又は支店の移転の登記が8.8%、設立の登記が7.9%となっている。

第7表 会社に関する登記

種 類	件 数	対前年比 (%)	構 成 比
総 数	1,841,937	8.0	100.0
設 立	145,240	29.3	7.9
支 店 の 設 置	19,928	- 16.7	1.1
本 店 又 は 支 店 の 移 転	162,340	- 1.7	8.8
資 本 金 の 額 の 増 加	46,428	- 16.1	2.5
解 散	84,330	40.9	4.6
登 記 事 項 の 変 更 ・ 消 滅 ・ 廃 止	1,205,142	6.5	65.4
そ の 他	178,529	3.8	9.7

(注) 1 「設立」には、合併、商号変更、組織変更、種類変更、会社分割によるもの、「資本の増加」には、合併、会社分割によるもの、「解散」には、合併、商号変更、組織変更、種類変更によるものを含む。

2 「登記事項の変更・消滅・廃止」は、資本金の額の減少、社員、取締役等に関する変更等の登記である。

3 「その他」は、会社の継続、清算人に関するもの、登記事項の更正等の登記である。

8 株式会社及び合同会社の設立登記の推移

平成13年以降における株式会社及び合同会社の設立登記（合併、組織変更、会社分割又は商号変更による設立を含む。）の事件数及びその資本金階級別の構成比の推移は、第8表のとおりである。

株式会社の設立件数は、平成15年以降いずれも増加傾向にあったが、前記7のとおり会社法施行の影響により、平成18年においては、対前年比で239.3%の大幅な増加となっている。また、平成18年5月1日以降の合同会社の設立件数は3,450件となっている。

次に、平成18年における新設会社の資本金階級別構成比について見ると、最低資本金制度の廃止等により株式会社では100万円以上の占める割合が全体の約20%と大幅に減少し、1000万円未満の割合が約80%を占め、特に、300万円以上500万円未満の占める割合が全体の約30%を占めるに至っている。また、合同会社でも300万円未満の占める割合が全体の約80%となっている。

第8表 株式会社及び合同会社の設立登記の推移

年次	総数	対前年比 (%)	資本金階級別構成比									
			100万円未満	100万円以上	300万円以上	500万円以上	1000万円以上	2000万円以上	5000万円以上	1億円以上	10億円以上	
株式会社	平成13年	24,879	—	83.3	10.4	3.1	2.8	0.4
	14	22,983	- 7.6	84.4	9.8	3.1	2.3	0.4
	15	26,571	15.6	5.6	4.0	2.6	1.9	73.3	8.1	2.5	1.7	0.3
	16	29,324	10.4	7.3	4.9	2.9	2.8	70.1	7.5	2.7	1.6	0.2
	17	31,253	6.6	8.2	6.3	3.8	3.7	65.4	7.7	2.9	1.9	0.1
	18	106,046	239.3	13.8	19.0	29.9	17.2	15.7	2.8	1.0	0.5	0.1
合同会社	18	3,450	—	50.2	30.4	12.1	5.3	1.3	0.5	0.1	0.1	0.0

(注) 合同会社は、会社法施行により平成18年5月1日創設されたものである。

9 登記事項証明書（謄・抄本）交付等請求事件の推移

平成18年における登記事項証明書（謄・抄本）交付等請求事件（登記事項証明書及び登記簿の謄本又は抄本の交付，登記事項要約書，閲覧，印鑑証明等の請求事件をいう。）の総件数は，348,436,522件である。

平成13年以降における登記事項証明書（謄・抄本）交付等請求事件の推移は，第9表のとおりであり，平成13年以降，緩やかな減少傾向にあったが，平成18年はわずかながら増加に転じた。また，平成13年以降における登記事項証明書（謄・抄本）交付等請求事件種類別構成比の推移は，第10表のとおりであり，各年とも登記事項証明書（謄本）及び登記事項要約書（閲覧）の占める割合が高く，両者を合わせた構成比は全体の80%以上で推移している。

第9表 登記事項証明書（謄・抄本）交付等請求事件の推移

年次	件数	対前年比 (%)
平成13年	391,462,795	—
14	377,773,538	- 3.5
15	365,444,758	- 3.3
16	349,969,741	- 4.2
17	342,301,062	- 2.2
18	348,436,522	1.8

(注) 「件数」は，91表（164ページ）を参照。

第10表 登記事項証明書（謄・抄本）交付等請求事件種類別構成比の推移

年次	総数	登記事項証明書 (謄本)	登記事項証明書 (抄本)	登記事項要約書 (閲覧)	証明	その他
平成13年	100.0	62.3	5.0	22.1	5.1	5.5
14	100.0	60.6	5.5	22.9	4.9	6.1
15	100.0	59.3	5.6	23.8	5.1	6.2
16	100.0	59.2	5.8	23.9	5.0	6.1
17	100.0	58.9	5.7	24.0	5.2	6.2
18	100.0	57.8	5.4	24.9	5.3	6.6

- (注) 1 「登記事項証明書」は，登記事項の全部又は一部を証明した書面で，登記簿の謄本・抄本と同じ内容のものであり，登記事務がコンピュータ化された登記所において交付されている。
- 2 「登記事項要約書」は，登記事項の概要を記載した書面で，登記簿の閲覧に変わるものとして登記事務がコンピュータ化された登記所において交付されている。
- 3 「証明」には，印鑑証明を含む。また，「その他」は，地図・その他の図面の写しの交付及び閲覧並びに確定日付の付与等である。